

市・県民税、所得税の申告は自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月16日(火)～3月15日(火)

今年の市・県民税と所得税の申告相談・受付期間は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

市・県民税の申告

税務課市民税係 ☎ ㊟1134

所得税の申告

伊勢税務署個人課税部門(音声案内)
☎ 0596㊟3191

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。

いせシティプラザ(伊勢税務署横)で申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除 ●消費税 ●贈与税
- 平成26年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 平成27年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた

市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などをもとに、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。

申告書が送付されなかったかたについても、次の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。申告相談は、表1の会場で行います。

申告が必要なかた

平成28年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは、申告が必要です。

給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、国や地方公共団体に土地などを譲渡したかた、その他に何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必

表1 市・県民税の申告相談所開設日と会場

| 受付日 | 地区名 | 会場 | 受付時間 | 受付日 | 地区名 | 会場 | 受付時間 |
|----------|---------|-------------------------|-------------|--|---------------|-------------------------|-------------|
| 2月23日(火) | 菅島 | 菅島コミュニティアリーナ | 9:00～15:30 | 3月 8日(火) | 石鏡 | 石鏡公民館 | 9:00～11:30 |
| 2月24日(水) | 神島 | 神島開発総合センター | 9:00～15:00 | | 浦村 | 本浦公民館 | 13:30～16:00 |
| 2月25日(木) | 桃取 | 桃取健康管理センター | 9:00～13:00 | 3月 9日(水) | 安楽島・大明東幸丘 | 市民文化会館 4階・第3 小会議室 | 9:30～16:00 |
| 2月26日(金) | 相差・畔蛸 | 鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設 | 9:00～15:00 | 3月10日(木) | 堅神・屋内池上・小浜・高丘 | | |
| 2月29日(月) | 答志 | 答志老人憩の家 | 9:00～15:00 | 3月11日(金) | 一～五丁目船津・大明西 | | |
| 3月 2日(水) | 和具 | 鳥羽磯部漁協和具浦支所集荷場 | 8:30～12:30 | 以下のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く) | | | |
| 3月 3日(木) | 松尾・白木 | 松尾公民館 | 9:00～11:30 | 2月23日(火)～ 3月 8日(火) | 全地区 | 市民文化会館 4階 第3小会議室 | 9:00～16:00 |
| | 若杉・河内岩倉 | 岩倉老人憩の家 | 13:30～16:00 | | | | |
| 3月 4日(金) | 堅子 | 堅子老人憩の家 | 8:30～ 9:30 | ※上記会場では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみの受け付けとします。その他の申告書については、受け付けしません。表2の申告相談日にご相談いただくか、伊勢税務署を利用してください。 | | | |
| | 千賀 | 千賀公民館 | 10:30～12:00 | ※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は1～2人となります。混雑時には待ち時間が長くなりますのでご了承ください。 | | | |
| | 国崎 | 国崎公民館 | 14:00～16:00 | | | | |
| 3月 7日(月) | 坂手 | 坂手老人憩の家 | 9:00～12:00 | | | | |

確定申告書は国税庁
ホームページで楽々作成

国税庁ホームページで簡単に
確定申告書が作成できます。
ぜひご利用ください。

URL <http://www.nta.go.jp/>

**電子証明書の有効期限に
注意してください**

住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限
は3年です。

くわしくは、市民課戸籍係 (☎ 291127)
へお問い合わせください。

要です。また、医療費控除や
生命保険料控除・地震保険料
控除など追加の控除があれ
ば、市・県民税の申告をして
ください。この場合でも、源
泉徴収されている所得税があ
り、その還付を受けるかたは
確定申告書の提出が必要で
す。

なお、申告書の提出がない
場合、所得課税証明書や納税
証明書を発行できない場合が
あります。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に
得たすべての所得を自分自身
で計算し、算出した所得税を
国に納付する申告制度です。
**3月15日(火)までに申告して
ください。**

市内での確定申告相談会の
日程は、表2のとおりです。

- ※社会福祉事務所が発行
- 障害者控除対象者認定書
 - 障害者手帳
 - 国民年金保険料控除証明書
 - 国民健康保険税納付額通知書(税務課より1月19日発送)
 - 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より1月22日発送)
 - 国民年金保険料控除証明書
 - 生命保険料控除を受ける場合
 - 地震保険料控除を受ける場合
 - 地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除を受ける場合
 - 支払った医療費の領収書
 - 保険金などで補てんされた金額の分かる書類
 - 寄附金の領収書または受領証明書
 - 障害者控除を受ける場合
 - 障害者手帳
 - 社会福祉事務所が発行
- なお伊勢税務署では、いせ
シテイプラザ(伊勢税務署西
隣)で、2月16日(火)〜3月15
日(火)(土曜・日曜日を除く)
まで受け付けます。

申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金などの源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書

社会保険料控除を受ける場合

- 国民健康保険税納付額通知書(税務課より1月19日発送)
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より1月22日発送)
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除を受ける場合
- 地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書
- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類
- 寄附金の領収書または受領証明書
- 障害者控除を受ける場合
- 障害者手帳
- 社会福祉事務所が発行

伊勢税務署からのお知らせ

平成26年分所得税の確定申
告書を次の方法で提出された
かたには、平成27年分所得税
の確定申告書は郵送されませ
ん。必要なかたは伊勢税務署
まで連絡してください。

- 1 電子申告(e-Tax)
 - 2 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」
 - 3 申告会場で電子申告
 - 4 前年以前に提出された確定申告書の「翌年以降送付不要」欄にチェックしている
- 該当のかたは、引き続きe-Taxまたは国税庁のホームページなどの利用をお願いいたします。

ご注意ください

申告相談会場は大変混み合
います。内容に不明・不備な
点がありますと、相談に時間
がかかり、申告されるかたや
順番待ちのかたにご迷惑をお
掛けすることになります。

収支内訳書などは、あらか
じめ記入し、完成させたくえ
で会場にお持ちください。ま
た、医療費の領収書は合計し
ておいてください。

スムーズな申告相談の進行
にご協力をお願いします。

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

| とき | 会場・受付時間 | 地区名 |
|--------------------|---------------------------|----------------------|
| 2月16日(火) | | 神島・菅島・和具・坂手・桃取・答志 |
| 2月17日(水) | | 浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子 |
| 2月18日(木) | 市民文化会館 4階・大会議室 | 池上・小浜・大明東・大明西・高丘・安楽島 |
| 2月19日(金) | 9:00~12:00 13:00~16:00 | 船津・幸丘・若杉・河内・岩倉・松尾・白木 |
| 2月22日(月) | | 一丁目~五丁目・堅神・屋内 |
| 3月14日(月) 15日(火) | | 全地区 |

※税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月18日(木)・19日(金)の日程でお越しください。
※上記会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみの受け付けとします。
※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設
します。

とき 2月18日(木)・19日(金)
午前9時30分~午後4時
(ただし12時~午後1時は除く)

ところ 市民文化会館4階・大会議室

対象となるかた

- ①平成26年分の所得金額が300万円以下のかた
- ②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成25年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた

※なお、相談にはできる限り申告者本人がお越し
してください。



必要書類などくわしくは、
伊勢税務署 (☎ 0596) 283191)
へお問い合わせください。